

八戸市ネーミングライツ事業実施指針

平成22年12月17日制定（平成22年12月17日実施）

平成25年11月15日改正（平成25年11月15日実施）

1 趣旨

この実施指針は、八戸市有料広告掲載等に関する基本方針（平成17年6月21日制定）に基づき、自主財源の確保と市民サービスの向上を目的として実施する、市有施設（以下「施設」という。）に対する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を活用する事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）について、基本的な事項を定める。

2 権利の内容

命名権者（以下「ネーミングライツ・スポンサー」という。）は、ネーミングライツ料の対価として、施設に企業名、商品名等を冠した呼称（以下、「特定呼称」という。）を付与することができるものとする。

この場合において、条例上の施設名称は、変更しない。

3 対象施設の選定

ネーミングライツ事業の対象とする施設は、文化施設、スポーツ施設など、以下の条件を満たす施設の中から設置目的及び利用状況等を考慮し、選定する。

- (1) ネーミングライツ事業の導入により、当該施設の設置目的の妨げにならないこと。
- (2) 施設等の性格、利用者数、メディア等に取り上げられる頻度などを考慮し、ネーミングライツ事業の導入により一定のネーミングライツ料収入が見込まれること。

4 ネーミングライツ料の希望金額

市の希望金額は、類似事業に係る実例価格、施設の利用状況、事業実施に要する費用等を勘案し、施設ごとに決定する。

5 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、原則として3年以上とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、必要に応じ、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定する。

6 ネーミングライツ・スポンサーの募集

(1) 募集方法

ネーミングライツ・スポンサーの募集は、施設ごとに行い、原則として公募する。

(2) 実施要綱等

対象施設の所管課は、募集方法、ネーミングライツ料の希望金額、選定方法その他必要な事項について検討し、対象施設ごとに実施要綱（募集要項及び選定基準を含む。）を作成する。

なお、作成にあたっては、屋外広告物主管課及び有料広告事業主管課へ協議すること。

また、対象施設に指定管理者制度を導入している場合は、実施要綱の作成に当たり、指定管理者との協議を行い、必要に応じ、指定管理者との協定書等に必要事項を盛り込むなど疑義が生じないようにしておくこと。

(3) 周知方法

市のホームページや広報紙等への掲載、報道機関への資料提供等により、幅広く周知する。

(4) 募集期間

募集期間は、募集の周知と応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、募集開始から募集受付終了まで、原則として1か月以上の期間を設ける。

7 ネーミングライツ・スポンサーの資格

次に掲げる業種又は事業者は、ネーミングライツ・スポンサーには選定しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に掲げるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する事業を行うもの
- (6) 直近1年分の法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税、消費税・地方消費税を現に滞納しているもの
- (7) その他対象施設のネーミングライツ・スポンサーとなることが適当でないと市長が認めるもの

8 命名条件等

- (1) 施設の特定呼称は、市民や施設利用者の理解が得られるものとし、次に掲げるものは使用を認めない。
 - ア 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
 - イ 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ウ 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - エ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの
 - カ その他特定呼称として表示することが適当でないと市長が認めるもの
- (2) 利用者の混乱を避けるため、必要に応じ、当分の間正式名称を併記する等の措置を講ずること。

9 ネーミングライツ・スポンサーの選定

- (1) 選定委員会の設置
ネーミングライツ・スポンサーの選定等を行うため、選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会の委員等
 - ア 選定委員会の委員は、対象施設を所管する部長、次長、課長、有料広告事業主管課長及び屋外広告物主管課長をもって構成する。この場合において、次のいずれかに該当するときは、有料広告事業主管課の属する部の課長級以上の職員のうちから、適当と認める者を当該委員に加えるものとする。
 - (ア) 対象施設を所管する課及び屋外広告物主管課の属する部が同一であるとき、その他の理由により対象施設を所管する部以外の部に属する委員の人数が2名に満たないとき。
 - (イ) 当該職員に事故があるとき又は当該職員が欠けたとき、その他の理由により委員の人数が4名に満たないとき。
 - イ 選定委員会の庶務は、対象施設を所管する課において処理する。
- (3) 選定委員会の委員長
選定委員会の委員長は、対象施設を所管する部長の職にある委員をもって充てる。
- (4) 選定方法等
選定委員会は、おおむね次の項目について、選定基準により審査の上、ネーミングライツ・スポンサーを選定する。
 - ア 財務、社会貢献等の状況
 - イ 希望する特定呼称
 - ウ ネーミングライツ料等の契約条件なお、一者のみの応募の場合も、選定委員会においてネーミングライツ・スポンサーとしての適性について審査し、判断する。

10 契約の締結

ネーミングライツ・スポンサーの決定後、市とネーミングライツ・スポンサーとの間でネーミングライツ料、期間、解除の方法等に関する契約を締結する。

11 特定呼称表示に係る費用の負担区分

特定呼称表示に係る費用の負担区分は、原則として次のとおりとする。

区 分	市	ネーミングライツ・スポンサー
敷地内外の看板表示の変更、新規看板等の設置及び契約期間終了後の原状回復※		○
パンフレット等の印刷物及びホームページの表示変更	○	

※ 敷地外の看板表示の変更は、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。
また、新規看板等の設置については、設置の可否を協議する。

12 指定管理者制度導入施設における費用負担

指定管理者制度導入施設において、ネーミングライツの導入に伴い追加的に発生する費用や減収のうち、市と指定管理者が協議の上、必要と認められたものについては市が負担する。

13 契約の解除

ネーミングライツ・スポンサーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合は、市は契約を解除することができる。